名古屋市地域まちづくりサポート制度要綱

目次

第 1 章　総則（第1 条―第3 条）

第 2 章　地域マネジメント認定団体担当者の派遣（第4条）

第 3 章　地域まちづくり応援会議の開催（第5条―第6条）

第 4 章　地域まちづくり実践検討会議の開催（第7条―第8条）

第 5 章　外部からの提案を受ける機会の提供（第9条）

第 6 章　共通事項（第10条）

附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この要綱は、名古屋市地域まちづくり推進要綱（以下「地まち推進要綱」という。）第21条第2項の規定に基づき、本市が地域まちづくりの推進のため実施する施策について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において使用する用語は、地まち推進要綱の例による。

（施策の内容）

第3条　この要綱に定める地域まちづくりの推進に係る市の施策は次の各号のとおりとする。

(1)　地域マネジメント認定団体担当者の派遣

(2)　地まち応援会議の開催

(3)　地まち実践検討会議の開催

(4)　外部からの提案を受ける機会の提供

第2章　地域マネジメント認定団体担当者の派遣

（地域マネジメント認定団体等担当者の派遣）

第4条　市長は、地域マネジメント認定団体及びその他市長が必要があると認めた地まち活動団体に対し、当該団体の会議等に市の職員等をオブザーバーとして派遣するなどし、当該団体の地域まちづくりの取組の支援に努めるものとする。

第3章　地域まちづくり応援会議の開催

（地域まちづくり応援会議の開催）

第5条　市長は、市の関係部署間において地域まちづくりに関する情報を共有するとともに、地まち活動団体及びまちづくり組織（以下「地まち活動団体等」という。）に対して効果的な支援を行うために、次に掲げる場合において、地まち応援会議を開催するものとする。

(1)　地域まちづくりの推進にあたり情報を共有する必要があると市長が認めた場合

(2)　地まち推進要綱第13条第1項に規定する地域マネジメント認定の更新申請があった場合

(3)　地まち活動団体等について情報を共有する必要があると市長が認めた場合

(4)　その他市長が必要があると認めた場合

2　地まち応援会議の構成員は別表に定めるとおりとする。

3　市長は、前項の構成員のほか、議事に関係する市の職員を出席させることができる。

（有識者等の出席）

第6条　市長は必要に応じて、地まち応援会議に、有識者等を出席させることができる。

2　有識者等の謝金は、地まち応援会議出席1回につき12,600円とする。

3　有識者等の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5条）別表第1行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年条例第32号）の規定を適応して算出した額とする。

第4章　地域まちづくり実践検討会議の開催

（地域まちづくり実践検討会議の開催）

第7条　市長は、地まち推進要綱第18条第1項に規定する地域まちづくり実践提案を受けた場合は、速やかに地まち実践検討会議を開催し、当該提案について検討を行うものとする。

2　地まち実践検討会議の出席者は提案内容に応じて定めるものとする。

（有識者等の出席）

第8条　市長は必要に応じて、地まち実践検討会議に、有識者等を出席させることができる。

2　 第6条第2項及び第3項の規定は、地まち実践検討会議に出席する有識者等の謝金及び旅費に準用する。

第5章　外部からの提案を受ける機会の提供

（外部からの提案を受ける機会の提供）

第9条　市長は、地まち推進要綱第5条第6項の規定に基づき、まちづくり構想等を有する地まち活動団体に、次に掲げるまちづくりに関する知識及び経験等を有する者と連携することが、当該団体の地域まちづくりの推進に資すると判断する場合は、その者から提案を受ける機会を当該団体に提供することができる。

(1)　大学等の研究機関

(2)　特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)

(3)　その他市長が、地域まちづくりの推進に資する提案ができると認める者

2 　市長は、前項に規定する地まち活動団体への外部提案機会の提供について必要な事項を、別に定めることとする。

第6章　共通事項

（委任）

第10条　この要綱に定められているもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、住宅都市局長が定める。

別 表

|  |
| --- |
| 防災危機管理局地域防災室長 |
| スポーツ市民局地域振興部地域振興課長 |
| 観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室長 |
| 環境局環境企画部環境企画課長 |
| 住宅都市局都市計画部都市計画課長 |
| 住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進室長 |
| 住宅都市局建築指導部建築指導課長 |
| 住宅都市局都市整備部まちづくり企画課長 |
| 住宅都市局都市整備部名港開発振興課長 |
| 住宅都市局都市整備部市街地整備課長 |
| 住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課長 |
| 住宅都市局リニア関連都心開発部リニア関連・名駅周辺開発推進課長 |
| 緑政土木局主幹（企画） |
| 消防局消防部消防課長 |

附　則

1　 この要綱は、平成23 年9 月15 日から施行する。ただし、第8 条から第15 条の規定は、平成23 年10 月5 日から施行する。

2 　まちづくり計画策定にかかるコンサルタント活用助成制度要綱（平成15 年9 月8 日住宅都市局長決裁）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成24 年4 月1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24 年7 月9 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26 年4 月1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4 月1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。